議員発案第９号

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、
私学助成の増額・拡充を求める意見書（国）

上記の議案を次のとおり提出する。

令和４年 12 月 20 日

提出者	加茂市議会議員	佐　藤　俊　夫
賛成者	同	大　平　一　貴
同	同	中　野　元　栄
同	同	樋　口　博　務
同	同	関　　龍　雄

令和４年 12 月 20 日

加茂市議会議長　滝　沢　茂　秋

原案可決

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書

今日、全国では約３割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

令和２年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収 590 万円未満世帯に上限 396,000 円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収 590 万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収 590 万円を超える世帯では就学支援金が 118,800 円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては国と県の学費支援を受けても、年収 590 万円未満世帯で年額約 14 万円から約 24 万円の負担が残され、さらに年収 590 万円から 910 万円未満世帯では年額約 47 万円の負担が残されます。公立高校ではこれらの世帯は 5,650 円の入学金負担のみであることからも、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。とりわけ、私立高校においては専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は、「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

政府ならびに国会におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

１．私立高校生への就学支援金制度を拡充してください。
　(1)年収 590 万円を超える世帯への支援金を増額してください。
　(2)私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくしてください。
２．私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。
３．私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和４年 12 月 20 日

加茂市議会議長　滝　沢　茂　秋

内閣総理大臣
文部科学大臣
財　務　大　臣
総　務　大　臣
衆議院議長
参議院議長

様

議員発案第10号

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、
私学助成の増額・拡充を求める意見書（県）

上記の議案を次のとおり提出する。

令和４年12月20日

提出者	加茂市議会議員	佐　藤　俊　夫
賛成者	同	大　平　一　貴
同	同	中　野　元　栄
同	同	樋　口　博　務
同	同	関　　龍　雄

令和４年12月20日

加茂市議会議長　滝　沢　茂　秋

原案可決

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県では、高校生の約４人に 1 人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の重要な役割を担っています。

令和２年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収 590 万円未満世帯に上限 396,000 円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収 590 万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

こうしたなか、全国の多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し､国の支援が不十分な年収 590 万円を超える世帯へ助成を講じる措置がとられました。

しかしながら、新潟県においては独自の学費軽減予算が一昨年度に約 49％の減額となって以降、家計急変世帯に対する改善はおこなわれたものの、年収 590 万円を超える世帯への新たな助成措置もなく、年収 590 万円未満世帯への入学金や施設設備費等への助成制度の拡充も見られません。

そのため、私立高校生家庭の学費負担は国と県の学費支援を受けても、年収 590 万円未満世帯で年額約 14 万円から約 24 万円の負担が残され、さらに年収 590 万円から 910 万円未満世帯では約 47 万円の負担が残されます。一方で公立高校ではこれらの世帯の学費負担は 5,650 円の入学金のみとなっており、学費の公私格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。私立高校においては、専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

新潟県におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

１．学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。
　(1)年収 590 万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額をおこなってください。
　(2)国の支援が不十分な年収 590 万円から年収 910 万円未満世帯に対し、県の上乗せ助成をおこなってください。
２．私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和４年 12 月 20 日

加茂市議会議長　滝　沢　茂　秋

新 潟 県 知 事　様